

第16期第13回島根海区漁業調整委員会

日 時：令和6年12月16日（月）14:00～16:30

場 所：ホテル白鳥 鳳凰の間

出席委員の氏名：福田 薫（1番）、樋野 博實（2番）、堀 浩之（3番）、
寺本 太（4番）、倉田 健悟（5番）、小川 喜美夫（6番）、
月森 久樹（7番）、永松 正則（8番）、渡邊 恭郎（9番）、
矢倉 淳（10番）、福島 充（11番）、青山 善一郎（12番）、
梅田 信男（13番）、中東 達夫（14番）

欠席委員の氏名：大野 賢三（15番）

1. 開 会

（事務局長が開会及び会の成立を宣言）

2. 挨拶

【議 長】省略

【横田次長】省略

3. 議 事

- (1) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- (2) 令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - ①まあじ
 - ②まいわし対馬暖流系群
 - ③かたくちいわし対馬暖流系群
 - ④うるめいわし対馬暖流系群
 - ⑤まだい日本海西部・東シナ海系群
- (3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）
- (4) 島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
- (5) 知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ①令和5管理年度 さば類

- ②令和6管理年度 まいわし
- ③令和6管理年度 まあじ
- ③令和6管理年度 くらまぐろ
- (6) 定置漁業権の中途免許に係る漁場計画案について（報告）
- (7) 資源管理の状況等の報告について（報告）
- (8) 海区漁業調整委員会の公募結果について（報告）
- (9) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（報告）
- (10) その他
 - ①令和7年度（2025年度）以降のクロマグロ資源管理について
 - ②中型まき網漁業における集魚灯の消費電力制限の是正について

4. 議事の概要

【事務局長】 （議事に入る旨宣言。議長に議事進行を依頼。）

【議長】 （議事録署名人に福田 薫（1番）、樋野 博實（2番）を指名。）

（1）島根県資源管理方針の変更について（諮問）

〔水産課 説明〕

【議長】 説明が終わりましたけれど、この件につきまして御質問、御意見がありましたらよろしくお願ひします。

【堀委員】 ステップ3までに移行する期間としては、どれぐらいの期間を想定されてますでしょうか。

【水産課】 マダイに限らず、水産庁はおおむね3年で、ステップ1が1年、ステップ2が2年で、3年目にステップ3と示されておりますけれども、それぞれステップごとに解決しないといけない課題がございます。ステップ1は、情報収集の体制が確立されること。ステップ2に当たりましては、実際に都道府県にTACを配分してみて、うまく管理できるかを検証する期間が設けられております。それぞれのステップをクリアしないと次には進まないとなつてまして、先ほど説明しました今年1月から始まっているウルメイワシ、カタクチイワシでは、1年間のステップアップ管理が終わるけれども、まだまだ解決しないといけない、ステップ2に行けない課題がある

ということで、来年もう1年ステップ1の管理をすることが決まっております。なので、マダイについても実際にステップ1を始めてみて、何か情報収集できない課題があるだとか、そういうところを見極めながらステップは進んでいくので、今の時点で、何年目からステップ3のTAC管理が始まるかは、我々も水産庁もまだ決まってない、これから見極めて進んでいくことになります。

【堀 委員】 ありがとうございます。

【議 長】 その他、御意見等ありますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議 長】 それでは、本件については、異議ない旨、答申することといたします。

(2) 令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

〔水産課 説明〕

【議 長】 説明が終わりましたけれど、この件につきまして御質問、御意見がありましたらよろしくお願ひします。

【倉田委員】 質問2つあるんですけども、1つは、最後の説明の3種類については内数管理ということで、島根県の漁獲量の推移は分かるんですけども、これをほかの県と合わせた場合に、現在のところどれぐらい余裕があるというか、5,900までまだ大丈夫なのかとか、例えばそういうことはどうなってるのでしょうか。それともう一つは、マアジのほうですけども、TACの設定のときに、太平洋の個体分と日本海の個体分と合わせてから配分してると思うんですけども、島根県の場合は日本海だけだと思うんですけども、太平洋のほうの量は少ないようですけども、その辺の影響はしてこないのかっていうことはどうでしょうか。

【水産課】 1つ目の質問、マダイの国全体での現在の漁獲の状況ですが、資料の49ページのスライドの③の一番下の表のところに、2023年の漁獲量という数字がありまして、4,969トンが直近の漁獲量でございます。その前のページ、48ページの図2には漁獲量の推移が載っておりまして、過去には1万トンぐらいの漁獲があったのが、近年では5,000トン程度で推移している。その中で今回、令和7年度のTACは5,900トンが

設定されたところでございます。2つ目の御質問は、マアジのTACは対馬暖流系群と太平洋系群で併せて設定されて、これは国全体で一つの数字を守っていくものでございますが……。

【倉田委員】 島根県だと多分、対馬の個体群しか獲れないと思うんですけども、その目標値があって、だけど内訳は太平洋と日本海とあるわけだから、どちらかの個体群のほうを獲り過ぎないか、県によって余裕がない県が出てくるとか、そういうことはないのかっていうところなんです。

【西部農林水産振興センター】 先ほど倉田委員にご質問いただいたマアジの件ですけども、資料の13ページをご覧くださいますと、まず、マアジについては対馬暖流系群と太平洋系群が2系群ありまして、TAC管理は2系群を一本で管理をしておりますが、ABCは対馬系が14.6万トン、太平洋が1.5万トンということで、対馬が多くて太平洋が少ないという状況になっております。下のほうに都道府県管理で、各県へのTACの割当て数量が書かれておりますけども、このうち宮崎県は太平洋系群に属している。ほかの数量明示県は全て対馬暖流系群に属しているというのが、2つの系群と数量配分を受けてる県の関係性を確認的に今お伝えさせていただきました。やはり太平洋系群のほう若干資源量は少ないということで、実際に太平洋の各県の漁獲を見ても、資源水準に見合って、そこまで漁獲は伸びていないということがございます。一方で、宮崎県、数量配分を受けておりまして、漁獲がまとまる年もあります。当初配分よりもちょっと追加配分なんかが必要だということは太平洋の中で宮崎県だけには起こってまして、そのときには国の留保からの追加配分をしておりますけども、それに当たっては、もともとのABCが少ない太平洋系群を利用する宮崎県に対して、全体のTACから追加配分をしても太平洋系群の資源を使い過ぎていないよねということは、国の留保の追加配分のときに水産庁のコメントも得た上で全体のTAC管理を行っていて、特別に太平洋系群のABCをさらに減らしていくような漁獲努力は起こらないような体制にはなっております。

【倉田委員】 よく分かりました。マダイのほうは今のペースで獲っていても十分余裕があるような感じですかね。分かりました、ありがとうございました。

【議長】 そのほか御意見等はございますか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については、異議ない旨、答申することといたします。

（３）知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）

〔水産課 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については、異議ない旨、答申することといたします。

（４）島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

〔水産課 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【福島委員】 ちょっと勉強不足なんですけど、これについて当県で該当する漁業は、全く書いてないんですけど。分かりやすく言うなら、その辺言ってもらえればすごいありがたいんですけど。

【水産課】 この改正に当たって影響があるかどうか…

【福島委員】 影響というか、対象になる、全てが対象になるのか、一本釣りから何から含めて。

【水産課】 基本的には全て対象になりますけれども、まず1点目の漁業法の改正に伴う所要の改正は、先ほども説明しましたとおり、船の位置が分かるVMSという機器の設置の命令を受けた人は、それをむやみに改造したりとか電波が出ないようにしちゃう駄目ですよという規定が追加されることとなります。ただ、島根県内の漁業者でこのVMSの設置命令を受けているのは、大中型まき網だったり沖合底びき網漁業だったり、国の許可を受けている漁業だけになりますので、その許可を受けていない人は今のところは関係がございません。最後の罰則のところ、その文言の適正化だったり懲役を拘禁刑に変えるところがございますけれども、これはこの規則の中の命令に違反した場合にこういう罰則があるという条文になっていますので、何かしら違反された人は関係がありますけれども、文言の適正化については中

身は変わりません。それから、もし懲役刑までであるような違反をされた場合には、懲役ではなくて、この改正後は拘禁刑という刑罰が与えられるということでございます。

【福島委員】 それじゃあ、例えば、違反操業して起訴された漁業なり漁船なりがあったとしたときに、それには命令が下るということはあるんですか。それやっぱり違反がないと命令は下らんわけでしょう。

【水産課】 先ほどのVMSの話でございますか。

【福島委員】 そう。

【水産課】 国の船に関しては、違反があった、なしではなくて、国が受けてる…

【福島委員】 県の船。

【水産課】 県の船には、今のところそういう命令を出したことございませんし、この命令を出すに当たっても、VMSで我々も船の位置を確認するようなシステムを導入しなければ意味がございませんので、今のところそういう予定もございませんし、違反したから命令を出すものではなくて、ちゃんとしっかり監視しなきゃいけないとか、そういう準備が整った場合にはそういう命令を出すことができるという条文になってございます。

【福島委員】 分かりました。

【議長】 VMSの説明を少ししたほうが分かりやすいんじゃないか。

【水産課】 VMSにつきましては、今、国のほうでそういう装置を各漁業種類につけさせておりますけれども、要は、その船のいる場所を常にモニタリングができるようなシステムで、国の取締船ではそういうのが見れるようになっております。あとは、国際的な約束で、公海などで操業する場合はつけなきゃいけない規制もありますけれども、今、県の許可漁業に対してこのVMSをつけているところは、全くないわけではないんですけれども、ほとんどの県でそういうシステムの整備がすごく大変ですので、それに、その船のいる場所が分かっても、違反海域で操業してるかどうかの担保にもなるわけではなくて、取締りの一助としてそういうシステムを国が率先して導入してますので、つけなさいと命令ができたり、つけたらちゃんと稼働させなきゃいけないという文言が今回追加されたということです。平たく言うと、今、島根県は、大臣許可以外は関係ない状況でございます。

【議長】 よろしいですか。

【福島委員】 はい。

【議長】 そのほか御意見等はございますか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については、異議ない旨、答申することといたします。

（５）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

〔水産課 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、報告でございましたので終わりたいと思います。

（６）定置漁業権の中途免許に係る漁場計画案について（報告）

〔水産課 説明〕

【議長】 次回の委員会において正式に漁場計画の諮問があるということですよ。

【水産課】 その認識で間違いございません。

【議長】 免許後は、今の定置に加えてもう１統増やして２統体制になるということですよ。

【水産課】 そのとおりです。

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、報告でございましたので終わりたいと思います。

（７）資源管理の状況等の報告について（報告）

〔水産課 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 委員の皆様におかれましては、地元で指導的な立場にある人もおられるかと思えますけれど、漁業権が十分に有効利用されていないようなところがありましたら、何らかの機会で有効利用するような働きかけをお願いしたい

ということでございます。よろしく申し上げます。

【議長】 それでは、報告でございましたので終わりたいと思います。

(8) 海区漁業調整委員会の公募結果について（報告）

〔事務局長 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、報告でございましたので終わりたいと思います。

(9) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（報告）

〔事務局長 説明〕

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【倉田委員】 ここに関係するかちょっと分からないんですけど、毎年こういう要望をされている中で、例えば海岸のごみを取って漁場を良くしようとか、貧酸素とか水質汚染とかそういったものを改善して、もっと魚を獲れるようにしようとか、そういったような具体的に魚が増えるような取組もこの枠で要望できるものなんですか。

【事務局長】 委員会から要望で、日本海ブロックに要望書を提出することは可能でございます。これについては、前回の海区委員会の中で、こういう要望を上げさせてもらいますと委員会に諮らせてもらっております。

【倉田委員】 これまでもそういう事例はあったということですか。

【事務局長】 今のところ、そのような事例はないような形になってます。

【倉田委員】 どこの海区においても、そういう要望は出てないってことなんですか。

【事務局長】 私が認識してる中では、今のところ、そのような内容はなかったと思っています。

【倉田委員】 多分、漁業の生産を増やす意味ではこの委員会の目的に合ってると思うんですけども、何で今までそういうのがあまりないんですかね。

【議長】 委員のおっしゃるような内容だと、例えば資源保護とか、そういう何か別な場があるんじゃないですかね。どうしても漁業調整委員会は漁業調整だとかそういうことがメインのテーマになってしまうので、なかなか環境だ

とかは、少しこう距離感があるような感じがするんですけどもね。

【事務局長】 会長様のおっしゃられるとおりかなと思います。

【議長】 資源保護とかで、何か要望事項とかの場はありましたっけ。特にないですかね。

【道根課長】 今、倉田委員からご質問のあった、魚を増やすような取組の要望はこれまでもなかったんじゃないかと思いますね。この漁調連の要望内容について、先ほど会長がおっしゃられたように、調整事に関する要望事等が多かったかと思います。

【倉田委員】 (前事務局長の) 原さんから、本(逐条解説漁業法)を頂いていろいろ読んでみたんですけども、やはりこの委員会でもそういうことを要望してもいいような気はしてるんですけども、確かに調整のことがメインだと思うんですが、実際には資源を増やすとかそういったことまでもうちょっと議論できる場が、ほかにあるのかもしれないんですけども、この場じゃないっていうんだったらそれまでなんですけども。もし可能であれば、そういうことも要望できる場があるんだったら出してもいいんじゃないかと思ったんで、ちょっと質問させていただきました。

【議長】 以前に栽培の基本計画か何かを制定するときに、今おっしゃられたような意見、別の委員だったと思いますけど、そういう扱いはできんかと、そんな話がありましたけど、何か、せつかく出た意見ですので、そういうものが反映できるような、直接海区の話じゃなくても、そういうことが何か織り込めるようなものがあれば少し検討してみただけませんか。

【道根課長】 いただいた御意見ですので、また検討させていただきたいと思います。

【矢倉委員】 事務局長さんからこの厚い本(逐条解説漁業法)を頂戴しまして、これ読んどると眠くなるんですけど読ませていただきました。今、倉田委員さんからありましたように、海区漁業調整委員会の役割と任務というところをずっと読んでましたら、一つは漁業調整の実施、それから2つ目に漁業権の管理と調整、3つ目に漁場の利用計画の策定など。それからもう一つ、漁業資源の保全も書いてあるんですね。漁業資源の状況を監視し、資源管理や回復に向けた取組を地域の漁業者と共に実施すると書いてあると思うんです。恐らく事務局長さん、精通していらっしゃると思いますけど。そ

ういったことを書いてあることからすると、今、倉田委員さんのおっしゃったようなことも、一定程度この調整委員会でも話合いの上、上申してもいいんじゃないかなと思っておりまして、国の委員会と違って、地域の課題については海区のほうで、地元っていいですか、地域の状況も含めて、地域の漁業者の皆さんの意見を集約して提言をするようなことが書いてありますので、そういった方向で多少要望を上げてもいいんじゃないかなと私は思ったところです。以上です。回答は要りませんので。

【議長】 せっかく出た意見でございますので、また事務局のほうでも少し検討をしてほしいなというふうに考えております。

そのほかございますか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議長】 それでは、報告でございましたので終わりたいと思います。

(10) その他

①令和7年度(2025年度)以降のクロマグロ資源管理について

[事務局 説明]

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議長】 そうしましたら、1番目を終了しまして、2番目の中型まき網のほうを説明よろしくをお願いします。

②中型まき網漁業における集魚灯の消費電力制限の是正について

[事務局 説明]

【議長】 本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【寺本委員】 149ページ中ほどに、県の裁量で規定可能となっておりますけど、近接する両県ぐらいの了解は得ないと駄目じゃないですかね。福田委員が前に説明しましたように、山口県の光量はうんと低いです。島根県の3分の1、4分の1しかありません。鳥取県は、中まきはないですけど、やっぱり了解取っておかないと、後々問題になるんじゃないでしょうか。

【水産課】 近隣する県の了解を得る必要があるんじゃないかという御意見だったと思

いますけれども、まず、島根県の漁業調整規則が適用されるのは島根県の沖合だけというところがまず一点あるかと思えます。それと、山口県と島根県、入会海域もあるんですけども、そういったところでまずは県内の調整を進めていくんですけども、この調整が済んだ暁には、隣接する近隣の県に対してもこういった形で考えてるってことで説明はすると考えております。

【寺本委員】 ありがとうございます。海はつながってますんで、そこら辺、先に打合せをされたほうがいいと思うんですけど。

【水産課】 つながってるってところはあるんですけど、まずは県内の了承を得てからと思っております、今それで進めておりますので、まず県の中で調整をして、こういった改正内容も固まった上で説明をしようと思っております。

【寺本委員】 後々問題にならないように、うまく調整をお願いします。

【福田委員】 150ページの中段の資料で、出雲105(kw)、石見104(kw)、隠岐150(kw)ということで、今後の見直しが150(kw)とされとるようなんですけど、150(kw)にされた根拠をお聞きしたいです。それと、平成8年の段階でこの自主規制措置、設定したわけですね。

【水産課】 はい

【福田委員】 私のところは出雲海区105(kw)なんですけど、実際、105(kw)で操業しておられないようなので、今後この150(kw)にされても、これを守られるのかどうかいうのもちょっと不安なんですけど。それと、距離のことも書いてないんですが、距離のことはどういうふうと考えられておられるかなと思ひまして。そのことをちょっとお願いしたいと思ひます。

【水産課】 3点御質問いただきましたけども、まず1点目の150kwとした根拠ですけども、150ページの資料の一番下のところにも書いております。一番下に見直しの考え方を書いておりますけども、2点目のところで、できるだけシンプルな内容にすると、適切に運用するため複雑なものにはしないことを考えておひまして、これは先行して調整したいか釣りのときも同様だったんですけども、いか釣りについても地域によって様々な自主規制ある中で、その中で一番大きな数字を採用したと、公的規制としてはそれを

採用して、必要に応じて自主規制は続けるとしておりましたので、この度、まき網を変える場合についても、自主規制の中でも最大の数値の150kwを公的規制としては採用したということでございます。それと2点目が、平成8年当時の自主規制が守られてないのではないかと、特に出雲地区105kwだけど、出雲地区の海域で105kwでやってないのではないかと、この自主規制措置なんですけども、海域というよりは各地区の、その地区に住所を有してる漁業者の中での取決めということになります。ですので、今現在、出雲地区にはまき網漁業者おられませんので、出雲地区での海域での自主規制は今ないと。代わりに隠岐地区では、隠岐の漁業者については150kwで定められておりますので、それを守っておられるところです。最後3点目、距離のことで、禁止区域のことかと思えますけども、現在、禁止区域、中型まき網19トン型については3マイルと定められておりますけれども、それについては現在変える予定はないです。現在、3マイルは規定として決まっておりますので、それにより違反すれば取締りの対象となっておりますので、それは引き続き取締りをするようになっております。いか釣りの規制を改正したときにも、かなり光力を上げたことはありましたけども、その際に併せて禁止区域を広げたことはないということで、集魚灯の制限と禁止区域の制限とは趣旨も変わってきますので、集魚灯の制限はこの形で変えると、禁止区域については変えない考え方で今対応を検討しているところです。

【福田委員】 続けて。今この数量、電球の上灯の数量20（灯）、水中灯70（kw）となっていますけど、これは実際、今の現状のままですよね。ということは、そのままの設備なので、200kwが出るような設備をされとって150kwでそのまま約束を守られるかっていうと、ちょっと私、沿岸漁業者としては、設備があれば使うんじゃないかと。というのは、その平成8年からの、今この地区って言われたんですけど、漁業者としては、この海区、海域だと思っただけなんですけど。この海域での操業は105kwっていうふうな思いで話をしとったんですが。そこら辺は事細かに書いてあるわけじゃないですけど、漁業者の感覚では海区かなと思うんですけどね、海域。なので、ちょっとそういう思いだと、実際、これも守られてなかったのに、

今150kwで200kwの設備しておられたら、それは守られるのかなって
いう疑問はあります。

【水産課】 後半に言われた海区のところは、各地区を回る中でそういった御意見もありましたので、それについてはその御意見踏まえて内部で対応は検討して
いきたいと思えます。前段で言われた、200kwあるんだから使うんでは
ないかという御心配は確かにごもっともなことだと思いますし、気持ちは
理解するんですけども、今、制限の中で使用する上限を定めておりますの
で、幾らその設備を設けていたとしても、それを使えば、その違反を現認
した時点で取締りが可能になるということになりますので、そこで罰する
ことができるので、そういった時点で十分抑制にはなるというふうには考
えております。

【福田委員】 すみません、今までの規制ができなかったのに、これって20（灯）って
いうと今の設備のままですから、規制はもうできないってことだと思う
んですけど、いかがなものですか。

【水産課】 これまで規制できてなかったっていうのは、制限の内容を消費電力で定め
ておまして、これもちょっと取締りの内容を言ってしまうようであれな
んですけども、消費電力では取締りができないんですね。その現認をした
ときにどれだけ電力を消費していたかを示さないといけないところがあっ
て、今10kwとなっていたとしても、それを例えば、かなり明るいと思
っても、かなり明るいまでは検挙ができないところがあります。これはい
か釣りも同じでして、いか釣りもそれまで消費電力で制限しておったもの
を、球の数で制限をすると。球の数がそれ以上あれば、それは規制を上回
ってるということで検挙ができると。まき網についても同様で、今消費電
力150kwとあるんですけども、150kw使ってるかどうか、それ以上使
ってるかどうかってのは確認できないので設備で確認をすると。上灯につ
いては20灯以内となっているので、仮にそれ以上の設備がされていたと
しても、20灯以上焚いていたならそこで違反だと確認できると。球の数は
数えることができますので、それで取締りをしっかりしていくと。ですの
で、このたびこの内容で改正ができれば、そのところはしっかりと制限
することができると思っております。

【福田委員】 すみません。大体、私も隠岐から浜田から山口、高知まで見て歩きました。前に写真のパネルをお見せしたと思うんですけど、島根県だけですよ、今ここに渡邊委員さんおられますけど、一番新しい船なんかは20灯はきちっとついてます。それ以上つけるっていうのはなかなかないと思うんですけど、それから減らしてつけることはあるかと思うんですけど。確認というか、操業でそれ以上使わないので、そのままどうぞっていう感じかなと思うんですけど。ちょっと私、その今150kwっていうのは、大き過ぎるなっていう思いがありまして。実際、今3マイルって言われましたけど、私の出雲沖の旧平田市沖の大型魚礁は3マイルちょっと、3.5マイルとかそういうところにあって、最近毎日、凧だとその周辺をずっと焚いておられます。そこに次の日行くと、全く反応がないわけです。どこ回っても反応がないと。夜あれだけ焚かれて操業されてしまうと、まあ魚ありませんよね。沿岸漁業者は、やっぱりそういう商売が全くできなくなっておるわけですよ。やっぱりこういうワット数、その大中也10kwなのに、8マイル沖で。このワット数っていうのは、実際見られたか、連絡もしたんですけど、確認されたかどうか知りませんが、目の前で見るとすごいもんですよ、本当。資源管理をいろいろ言いながら相当な明かりを焚いとるんで、おかしい話だなとは、今、県が進めてる話がおかしいなっていう思いで自分はいるんですけど。

【水産課】 150kwは非常に大きいという御意見ではあったんですけども、まず、何に対して大きいかどうかと、適正かどうかで判断するところがあるかなと思っております。先ほど資源管理のお話もありましたけども、まき網の漁獲対象の資源はほとんどがTAC対象になっていて、漁獲可能量が、もう獲れる量が決まっておると。明るく焚こうが焚くまいが、ここまでしか獲れないともう決まっておりますので、その資源的なところでは、影響は限定的だと思います。あと、明るさについて、最終的には経営とのバランスだと考えますけども、過剰な設備かどうかだと思いますけども、そういったことも踏まえた上で業界の中で定めた自主規制だと思っております。

【福島委員】 1点だけ、すごい単純でちょっとばかばかしい質問になるかもしれませんが

が、集魚灯と作業灯の違いちゅうのは何か基準がありますか。

【水産課】 端的に言うと集魚で使うか作業に使うかで、その球を見ただけで集魚灯か作業灯かは区別がつかないです。それをどういった形で使うかということになりまして、明らかに集魚のために焚いてるってことであれば集魚灯になってきますし、何か手元の作業とかそういったもので使ってるってことであれば作業灯になってきます。なのでそれは、その使い方によって区別をするということになります。

【福島委員】 分かりました。

【議長】 そのほかございますか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議長】 それでは、ございませんようですので、その他について終わりたいと思えますけど、それ以外にその他で情報提供はないですか。

【矢倉委員】 要望でございますんで回答も要りませんが、実は、物価高騰、それから燃料費高騰などで経営が非常にどこも厳しくなってる。私ども生協ですけども、配達料なんかもすごく上がってまして大変なことになってます。さらに、漁業については漁獲量の季節変動が昔よりも大きくなっているのかなということで、ますます経営環境は厳しくなってるやせんかなと想像してきます。このことについて、消費者である県民に対して理解促進活動ができるのかどうなのか、ちょっと疑問に思ってます。ここ最近、物価上昇によって消費物資の値上がりが続いてる中で、消費者にとってこれは切実な問題となってます、安くておいしい魚を安定的に供給していただくことが一番ありがたいと思います。がしかし、漁業者の皆さんも生業がございまして、それを維持してもらうことで県民もその恩恵にあずかっていると、こういうふうに思ってるわけでございまして、この委員会として発信がどうなのかっていうのがちょっとよく分かりませんが、県民に対して理解促進活動も必要じゃないかなと思ってます。法律っていうか、この委員会の役割として漁業資源管理の啓発活動に関連して少し書いてあるところもございまして、それから、県の方針の中にも、県民参加型のこういった課題について理解促進をすることがちょっと触れられてもおりますので、

ここでできるかどうかちょっと別にして、ちょっとそんなことも頭の中に置いていただけたらいいかなというふうに思っております。以上です。答えは要りませんので。

【議長】 じゃ、ただいまのお話については要望事項ということで受けさせていただいてということで、いいですかね。

そのほかございますでしょうか。

ありませんようですので、本日の議題を終了したいと思います。

事務局から次回の開催予定について説明をよろしくお願いします。

【事務局長】 次回の開催予定ですけれども、知事管理漁獲可能量の設定などを御審議いただくために、来年の3月に開催することを予定しております。

5. 閉 会

【議長】 (閉会を宣言 16:30)

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次長	横田 幸男
水産課	課長	道根 淳
	管理監	秋山 昌宏
	課長補佐	池田 博之
	主任	白石 陽平
	主任技師	新宅 祐児
東部農林水産振興センター	水産部長	小谷 孝治
	水産課長	曾田 一志
	主任	竹谷 万理
西部農林水産振興センター	水産部長	原 修一
	主幹	渡邊 至誠
水産技術センター	所長	安木 茂
島根海区事務局	事務局長	伊藤 博理
	主任書記	高橋 一郎
	主任書記	寺谷 俊紀

以上、議事の内容を記し、その相違ないことを認証する。

令和6年12月16日

議 長

中 東 達 夫

議事録署名者

福 田 薫

議事録署名者

樋 野 博 實